

## 令和 8 年度 大井町立小中学校 校務サーバ・PC 更新 仕様書

### 1. 件名

令和 8 年度 大井町立小中学校 校務サーバ・PC 更新

### 2. 事業目的

本事業は、文部科学省の「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を遵守し、場所を問わず安全かつ効率的に業務が行える「ゼロトラストネットワーク」を構築するものです。これにより、教職員の働き方改革（テレワーク推進）と、巧妙化するサイバー攻撃への耐性向上を同時に実現することを目的とする。

### 3. 契約期間

- 構築期間：契約締結日の翌日から令和 8 年 12 月 31 日まで
- 運用保守期間：令和 9 年 1 月 1 日から令和 13 年 12 月 31 日まで（5 年間を想定）

### 4. 納品先

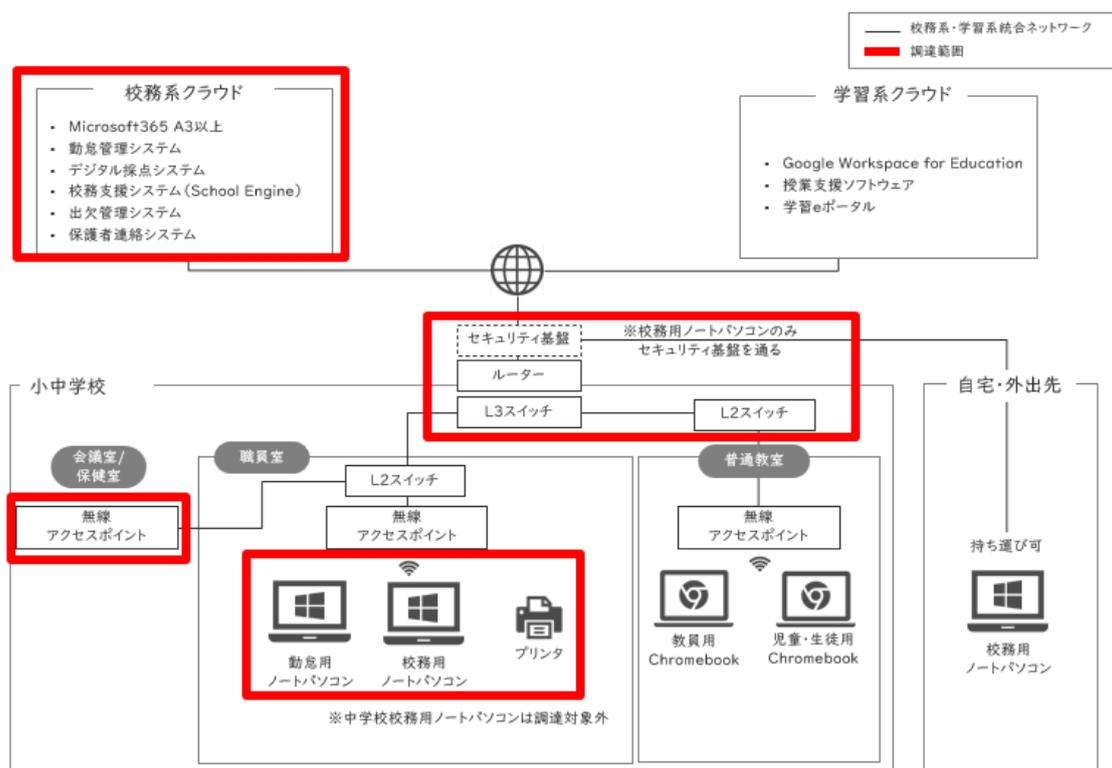
No.	施設名	住所	電話番号
1	大井小学校	神奈川県足柄上郡大井町金子 1436	0465-82-0918
2	上大井小学校	神奈川県足柄上郡大井町上大井 171	0465-83-1151
3	相和小学校	神奈川県足柄上郡大井町山田 580	0465-82-1611
4	湘光中学校	神奈川県足柄上郡大井町金子 1950	0465-82-2541
5	大井町 教育委員会	神奈川県足柄上郡大井町金子 1995	0465-85-5015

### 5. 校務用基盤等

(ア) 現行システムの構成図

現行のシステム構成図については下記の通りとする。





アクセス制御によって情報セキュリティ対策を講じた、いわゆるゼロトラストモデルの実現のため、SASE等セキュリティ基盤によるアクセス制御の仕組みや、フルクラウド化の構成を提案すること。校務系クラウドには、町が管理する校務用ノートパソコンからしかアクセスできない仕組みとする。また小中学校からだけでなく自宅や外出先のネットワークからも校務用パソコンでアクセスできる仕組みを構築すること。

現在は、校務系・学習系ネットワークをL3スイッチで論理分離しているため、学習系ネットワークの保守業者である株式会社JMCと連携をし、学習系ネットワークに影響が出ないよう作業にあたること。

提案にあたっては、安全性を重視するあまり教職員の業務効率がかかることのないよう、安全性と利便性の両観点を考慮すること。

#### (ウ) セキュリティ対策

- ① 学校現場の運用を想定した上で、ゼロトラストの実現に必要なライセンスの調達及び機能の設定を行うこと。
- ② Entra IDのID基盤に対する不正アクセスを保護できること。
- ③ 校務用パソコンの更新プログラム等の適用状態を一元的に管理できること。
- ④ 校務用パソコンの紛失等事態に、ネットワークを通じて速やかに端末内のデータを消去できること。
- ⑤ 多要素認証による本人確認を実施し、配布した端末からのみ校務基盤にアク

セスできること。運用や利用する認証要素について提案すること。物理的なものが増えないことが好ましい。

- ⑥ 既知のマルウェアなど不正プログラムの脅威から、校務用パソコンを保護できること。
- ⑦ 未知のマルウェアなど不正プログラムの脅威を検知・検出できること。
- ⑧ 標的型メールなどの脅威から、校務用パソコンを保護できること。（メールは Microsoft Exchange を想定）
- ⑨ 可能な限り校務系クラウドへのアクセスを SSO で実現すること。（対応必須のソリューション：Microsoft365、セキュリティ基盤、校務支援システム、デジタル採点システム）
- ⑩ 外出先等からもセキュアに校務基盤等へアクセスできること。
- ⑪ 外部記憶媒体の利用制御ができること。
- ⑫ 校務系クラウドには、必ずセキュリティ基盤を経由しアクセスすること。
- ⑬ 可能な限り校務系クラウドへのアクセスを SSO で実現すること。（対応必須のソリューション：Microsoft365、セキュリティ基盤、校務支援システム、デジタル採点システム）
- ⑭ 校務系ファイルの暗号化及びデータを保護できること。
- ⑮ 誤って校務系ファイルを児童生徒に公開してしまわないようにすること。具体的な運用方法については提案すること。
- ⑯ DLP（データ損失防止）機能を活用し、校務系ファイルを学習系等の外部環境へ持ち出す際、個人情報等の特定情報を検知して自動的に遮断またはアラートを発する高度な流出防止策を講じること。

## 6. 校務系 ICT 機器及びソフトウェア

詳細な調達仕様については別紙 2「調達物品機器仕様」を参照すること。

(ア) ハードウェア

No.	製品名	数量
1	校務用パソコン	81 台
2	勤怠用パソコン	4 台
3	外付けディスプレイ	16 台
4	外付けモバイルディスプレイ	71 台
5	A3 カラープリンター	3 台
6	拠点ルーター（校務系及び学習系）	4 台
7	基幹（L3）スイッチ	3 台
8	アクセスポイント（会議室及び保健室）	8 台

（イ）ソフトウェア

No.	製品名	数量
1	Microsoft365 A3 ライセンス（5 年分）	60 ヶ月
2	クラウド型統合セキュリティ基盤	60 ヶ月
3	勤怠管理システム	60 ヶ月
4	デジタル採点システム（中学校分）	60 ヶ月
5	校務支援システム	60 ヶ月

（ウ）その他

No.	製品名	数量
1	フレッツ光クロス敷設工事	2 校分

7. 想定スケジュール

スケジュールについては下記を想定しているが、教職員の負担が少ないスケジュールを提案すること。教職員が校務環境を使えない期間が発生する場合は記載すること。

1. 審査・業者決定：令和 8 年 5 月
2. 要件定義・詳細設計：令和 8 年 6 月～10 月
3. 機器調達：令和 8 年 6 月～
4. 環境構築・移行作業：令和 8 年 9 月～12 月
5. キットニング：令和 8 年 10 月～12 月
6. 研修・操作説明：令和 8 年 11 月～令和 9 年 1 月
7. 本稼働：令和 9 年 1 月 1 日

	R8								R9	
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	
契約	→	調達 →								
要件定義		要件定義/詳細設計 →								
構築/移行					環境構築/移行/設置/設定変更 →					
研修							→			
稼働									→	

## 8. システム設計・構築

### (ア) システム設計・構築

- ① 本事業契約者は、仕様書及び町の運用方法に基づいて、要件定義及び設計を行うこと。
- ② 本格稼働までに必要な構築業務及び各種テストを行うこと。
- ③ Microsoft 365 の利用にあたり、町が指定する新規ドメインを取得すること。取得及び設定・管理に係る費用は本業務に含むこと。現在、大井町が所有するドメイン (@town.oi.kanagawa.jp) は Google Workspace にて継続利用する。
- ④ 町と協議の上、全教職員分のアカウントや学校別のグループを作成すること。
- ⑤ 利用機能は下記とする。なお、利用機能想定のため別途委員会と調整すること (Office、OneDrive、SharePoint、Teams、Exchange Online 等)。
- ⑥ 一部端末は既存端末 (中学校に導入されている校務用パソコン 39 台、型番：VKL45/X-K) を継続して使い続けるため、校務環境への影響を考慮しつつ再キッティングを行うこと。
- ⑦ 本事業契約者は、ISMS に沿ったセキュリティマネジメントの仕組みを有し、校務データ等の機微な情報を厳重に取り扱うこと。
- ⑧ 本事業では Microsoft365 を用いたゼロトラスト環境を想定している。従って Microsoft365 を始めとするクラウドサービスのシステム設計・構築の経験がある人材が本業務に携わることが望ましい。

### (イ) ネットワーク機器の構築・設置

- ① 既存のネットワーク環境を利用し、職員室内に限定されることなく、普通教室等を含めた校内全域からアクセスできるネットワーク構成とすること。
- ② ネットワーク機器の設定変更にあたっては、既存保守業者の運用に支障を来さぬよう、事前に詳細な設定内容やスケジュールを提示し、教育委員会およ

び保守業者の承認を得ること。

- ③ 構築後の保守を円滑に継承するため、設定情報を保守業者に提供すること。
- ④ 配線するケーブルは Category 6 A 以上を配線すること。
- ⑤ 敷設ケーブルの両端に、接続先等をラベリングすること。
- ⑥ 配線を行う際、区画や壁の貫通工事がある場合は協議の上、対応すること。
- ⑦ その際にアスベストの事前調査を行うこと。なお、アスベストが検出された際の対応は別途教育委員会と協議とする。
- ⑧ 区画貫通処理にあたっては、必要な耐火、耐水処理を施すこと。配線が露出する場合は、極力モール等で保護すること。
- ⑨ ケーブルの抜け防止等を考慮した対応を行うこと。

#### (ウ) データ移行について

- ① 既存校務サーバー内のデータを SharePoint 等へ安全に移行すること。
- ② 端末内の個人データは、教職員の作業により期日までに校務サーバーに移行するものとする。そのための手順書を作成し、周知・支援を行うこと。
- ③ 既存の「and.T グループウェア」内データについて、移行は不要だが、教職員がシステム終了後もデータを閲覧できるように、手順書を作成すること。
- ④ 既存メール環境 (Outlook) の使用、閲覧を行なえる提案をすること。それ以外のメールアドレスの場合は別途協議すること。
- ⑤ 新規のメール (エクスチェンジ) を使えるようにすること。
- ⑥ 既存校務支援システムは株式会社 JMC のクラウド基盤 (and.T) 上に構築されている。次期校務支援システムはメーカーのクラウドに移行するため、データ移行費用を株式会社 JMC に見積もること。
- ⑦ 校務サーバー内のデータについて株式会社 JMC の Hardlockey にて暗号化がされている。暗号化されているデータの暗号化解除については株式会社 JMC に見積を取得すること。
- ⑧ 校務サーバーのデータ量については下記のとおりとする。※2026年2月時点

学校名	データ容量
大井小学校	データ容量：約 1.45TB
上大井小学校	データ容量：約 1.28TB
相和小学校	データ容量：約 750GB
湘光中学校	データ容量：約 1.91TB

#### 9. 運用開始及びセキュリティ統制の支援

- (ア) 新たに導入するシステムについて各校現地で 1 回 120 分程度の研修を行うこと。
- (イ) システムの利用方法に限らず、運用方法やサポート体制についても周知すること。

(ウ) 新システムの導入にあたり町で策定するセキュリティポリシーの相談にも応じる  
こと。

(エ) その他、運用開始にあたり不足している必要な支援策があれば提案すること。

#### 10. 実施体制・プロジェクト管理

(ア) 契約締結後、設計、構築、テスト、移行、システム稼働開始、そして導入完了までの全体スケジュール及び作業分解構成図（WBS）を作成・提出すること。

(イ) 本事業を円滑に遂行するため、進捗管理、課題管理、品質管理、リスク管理等を実施すること。仕様書及び町の運用方法に基づいて、要件定義及び設計を行うこと。

(ウ) 本業務を遂行するための体制を提案すること。本町との連絡窓口担当者を定めること。また、主要メンバーの業務経歴、関連資格、および本事業における担当業務を明記したリストを提出すること。

#### 11. 実績及び受託要件

(ア) 緊急性・重要性を考慮し、90分以内に訪問可能な場所にサービス拠点（事務所）が設置されていること。

(イ) 本事業と同様、単一のシステム導入の設計・構築ではなく、二要素認証の設計・運用管理、ゼロトラストのアカウント設計・運用管理、校務系・学習系の総合調達に置ける運用・管理など、複数システムを設計・構築する業務の実績を過去5年間で複数有していること。

(ウ) 本事業と同様、ゼロトラストの原則に則った校務フルクラウドの構築経験を有していること。

(エ) Microsoft 認定の MD-102：エンドポイント管理者資格を保有した人材が、構築メンバーに含まれていること。

(オ) 情報セキュリティマネジメントシステムが運営されていることを国際的に証明する第三者認証（ISO27001）を全部門で取得していること。

(カ) 保守、サポート及びコールセンターサービスにおいて、サービス品質を保証する国際的な第三者認証（ISO20000）を取得していること。

(キ) 教育情報化コーディネータ2級以上の有資格者が複数名在籍し、学校を対象とした支援活動の水準を組織的に維持できること。

(ク) Google for Education の Professional Development Partner 認定を取得していること。

(ケ) Google Cloud パートナーディレクトリにおいて、グローバル公共部門 - 教育のエキスパティーズを取得していること。

(コ) Microsoft のゼロタッチデバイス管理パートナーの資格を保有していること。

## 12. その他事項について

### (ア) 賃貸借に関わる基本仕様

- ① 賃貸借契約は、令和9年1月1日から13年12月31日までの5年間賃貸借契約とする。
- ② 賃貸借契約期間終了後における機器のデータ消去、撤去・搬出・運搬に係る費用は、リース会社の負担とするため、その費用も積算し金額に含めること。
- ③ なお、データ消去（もしくは物理的破壊）については、作業完了後にデータ消去証明書の提出をもって報告すること。
- ④ 賃貸借物品は、契約期間中、動産保険（新価特約付き）に加入すること。  
なお、保険加入を証するための書面を別途提出すること。

#### 【標準価格保証対象】

- ・ 校務用パソコン
  - ・ 勤怠用パソコン
- ⑤ すでに設置されている LAN 配線、AP を壁掛け固定するための金具については、撤去対象外とし継続して発注者にて利用できるものとする。
  - ⑥ 賃貸借物品には、所有者及び連絡先、契約期間等が明記されたラベルを貼付すること。
  - ⑦ 賃貸借期間終了後、本町が継続使用を希望する機器があった際は、その機器の譲渡、再契約又は買取りについて協議に応じること。
  - ⑧ 損害賠償
    1. 受託者は、本仕様に係るすべての作業において、作業中に生じた諸事故及び損失について全責任を負うものとする。
    2. ただし、その事故又は損失が本町の責めに帰する理由による場合は、この限りではない。また、被害者から損害賠償の請求が発生した場合は、その負担を負うものとする。
  - ⑨ 守秘義務
    - 作業を通じて知り得た情報を、いかなる理由があっても外部へ漏洩しないこと。なお、本項目については、契約期間終了後又は契約解除においても効力を有するものとする。
    - 作業を通じて知り得た資料・情報を、複製及び第三者への提供はしないこと。
    - 作業を通じて知り得た資料・情報を第三者に開示することが必要である場合は、事前に本町及び学校担当職員と協議の上、承認を得ること。

- 個人情報及び貸与された資料・データの漏洩、改ざん、滅失、棄損等の事故を防止するための適正な管理体制を講じること。